

議案第 号

宝塚市農業共済条例を廃止する条例の制定について

宝塚市農業共済条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年） 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市農業共済条例を廃止する条例

宝塚市農業共済条例（平成30年条例第50号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の宝塚市農業共済条例の規定による平成31年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、施行日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係及び施行日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

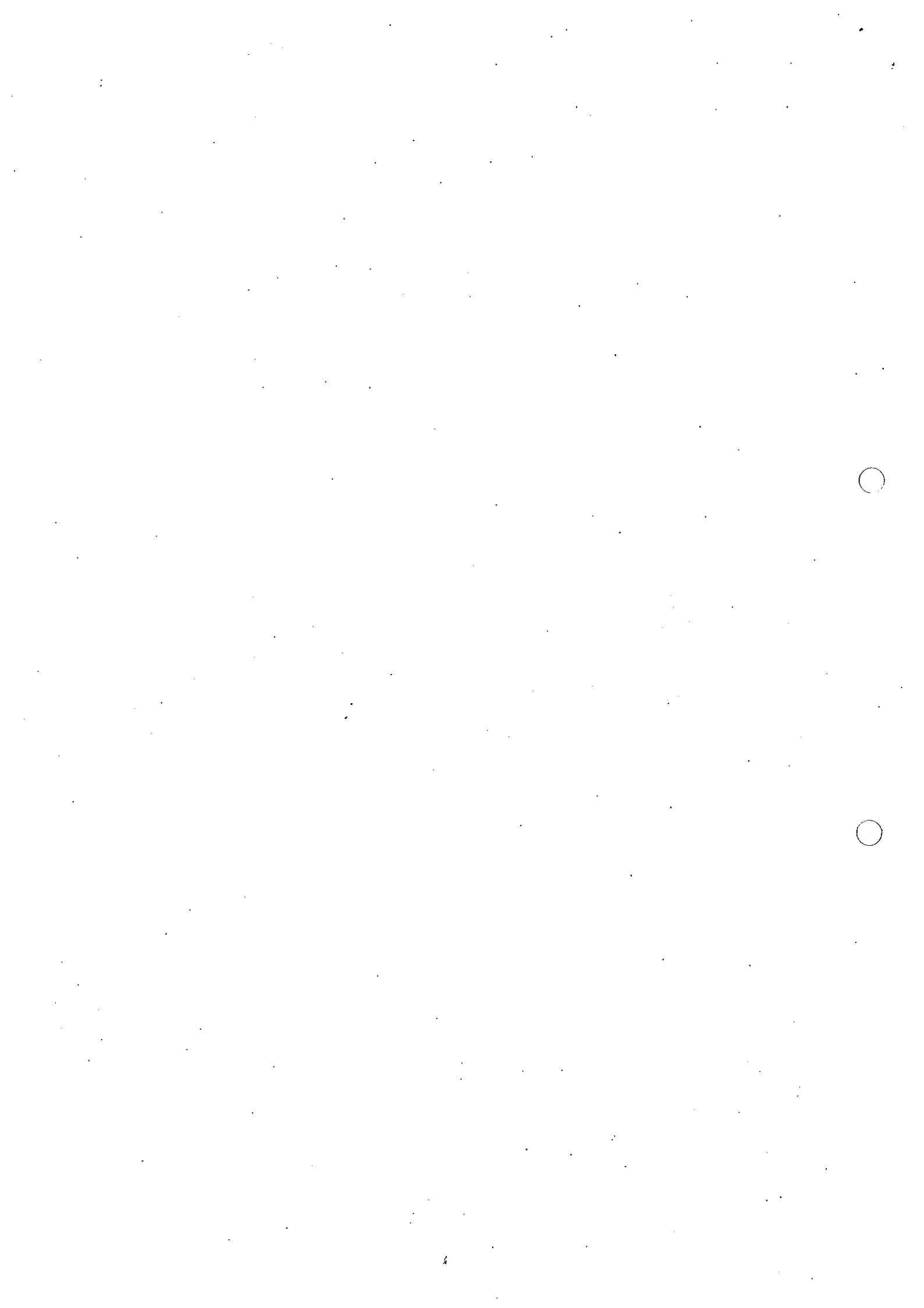
（宝塚市特別会計条例の一部改正）

- 3 宝塚市特別会計条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

（経過措置）

- 4 前項の規定による改正前の宝塚市特別会計条例の規定による農業共済事業費特別会計に係る令和元年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

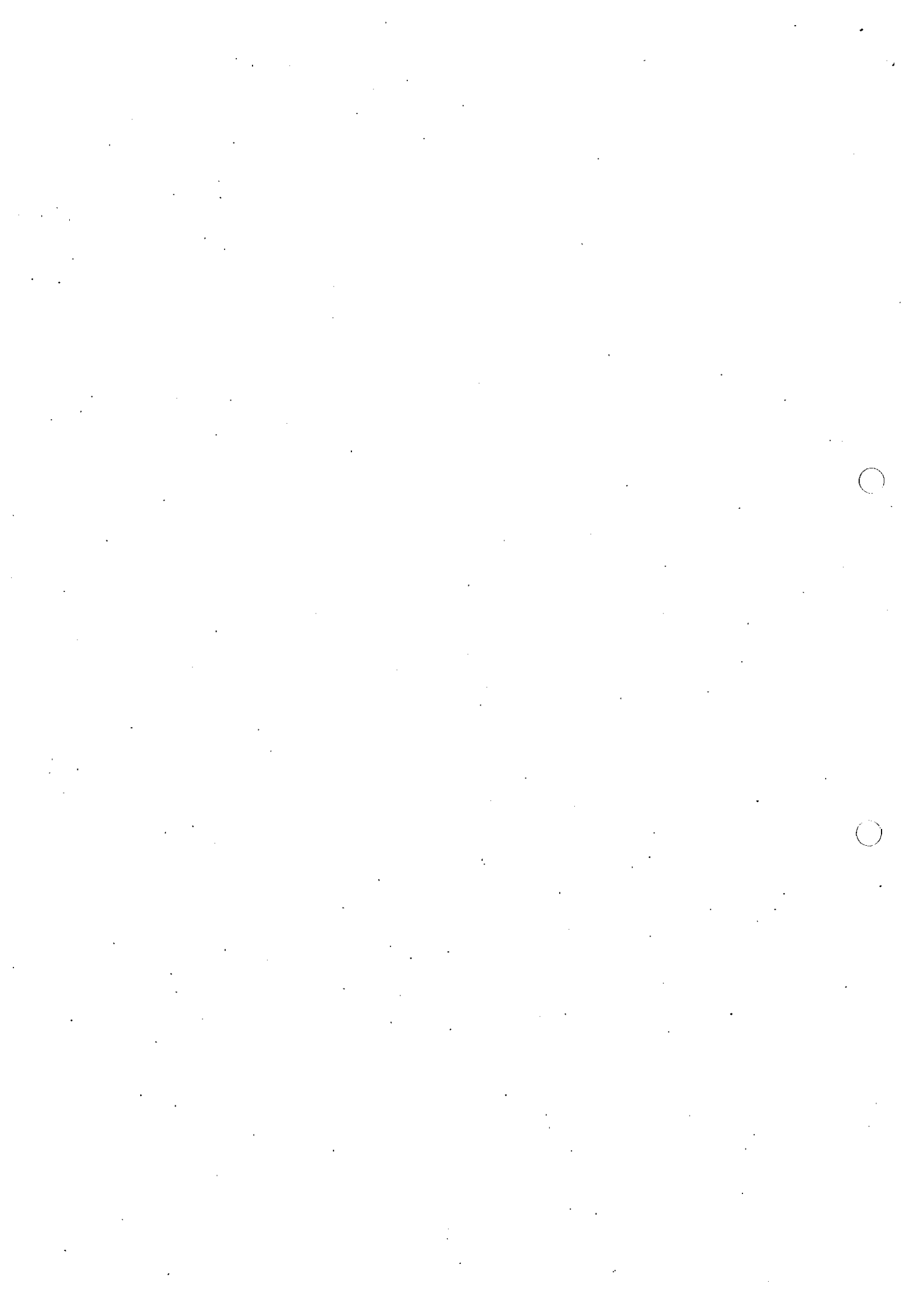


議案第 号

宝塚市農業共済条例を廃止する条例の制定について

宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)新旧対照表(附則第3項の規定による改正関係)

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>農業共済事業費特別会計</u> <u>農業共済事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p> <p>(4)～(16) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>



宝塚市農業共済条例及び農業共済事業費特別会計の廃止について

兵庫県下で農業共済事業（以下「共済事業」といいます。）を実施する全 26 市町等（一部事務組合を含む）は、平成 30 年 1 月に兵庫県農業共済組合設立推進協議会を設立し、1 組合化に向けた検討を重ねてきました。26 市町等と兵庫県農業共済組合連合会は、兵庫県を立会人として、1 組合化に向けた仮契約書にあたる覚書を平成 31 年 4 月 22 日に締結し、各市町等が条例の廃止手続など正式な手続きに入る方針を決定いたしました。本件は、覚書に従い、宝塚市農業共済条例及び農業共済事業費特別会計を廃止するものです。

1. 農業共済条例の廃止の概要

(1) 1 県 1 組合化とは

現在、兵庫県では市町等が各々共済事業を行っています。しかし、職員数減少による業務への支障や制度の複雑・細分化による対応の困難さに加えて、農業者の減少により十分な保険母集団が確保できず、財務状況が不安定にならざるを得ないなどの課題がありました。そこで兵庫県農業共済組合設立推進協議会が 1 組合化に向けた検討を続けた結果、県全域を事業区域とする 1 つの組合を設立し、県下一律に共済事業を実施することに、26 市町等の全てが合意しました。他府県においては、平成 31 年 4 月時点で、既に 36 都府県が 1 組合化しています。

(2) 宝塚市農業共済事業の今後について

本市で実施している農業共済事業は、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止し、令和 2 年 4 月 1 日から兵庫県農業共済組合（以下、新組合といいます。）に引き継がれます。また、農業共済事業費特別会計も令和 2 年 3 月 31 日付で廃止し、出納閉鎖及び決算認定の後、新組合に財産を譲渡します。

(3) 新組合での共済事業について

事業範囲を兵庫県全域とするため、これまで農業共済事業が行われていなかった市（例：芦屋市等）に在住する農業者の引受も可能となります。また、県内で加入実績のある共済事業を全て実施するため、宝塚市では実施していなかった果樹共済（なし）や畑作物共済（そば・大豆）等の共済事業にも加入できるようになります。県内各地に事務所を設置し、県下一律で事業を実施します。宝塚市は阪神事務所（三田市）の管轄となる予定です。

(4) 新組合の職員について

新組合の職員は、農業共済事業のプロパーとして知識経験を積むため、適切な情報提供や説明が可能となり、加入者へのサービス向上につながります。しかし、新組合での事業開始直後は職員数が不足すること、現地の農業者情報や地理について各市町等の支援が必要であること等の理由により、各市町等から一定期間の職員派遣を行う予定となっています。

(5) 新組合と宝塚市の関わりについて

令和2年4月1日以降は、宝塚市内の農業者に対する引受業務や、被災した共済加入者への対応等は、阪神事務所の新組合職員が行います。宝塚市は、農業者の窓口として阪神事務所への文書の取り次ぎや連絡などを行い、新組合と連携した農業者へのサービスを実施します。

(6) 農業者への周知状況について

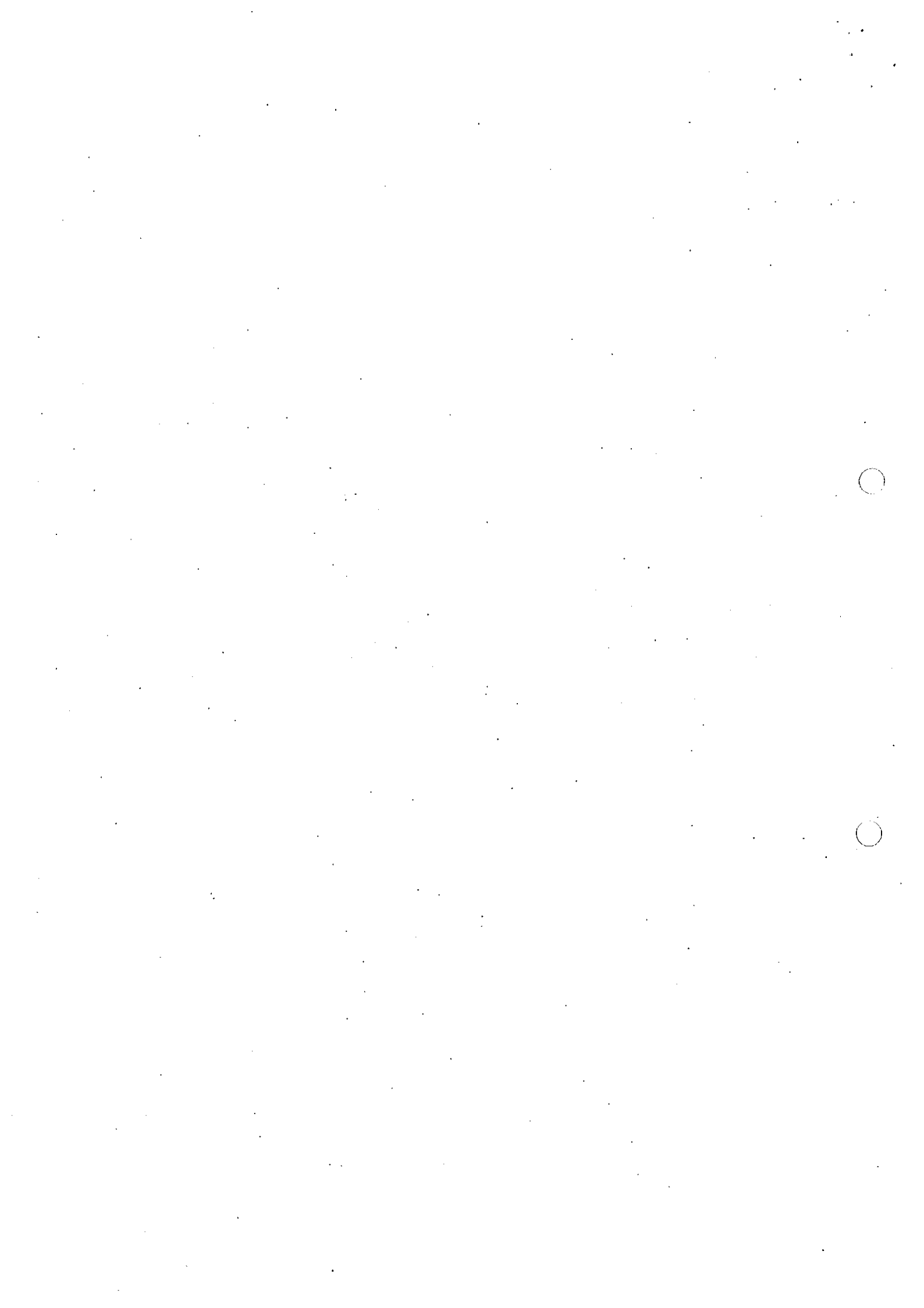
平成30年度及び平成31年度（令和元年度）の農会長会において、1組合化について説明し、農会員へのチラシ配布による周知を依頼しました。また、家畜共済、園芸施設共済の加入者には戸別訪問を行い、引受内容の引き継ぎ等の説明を行いました。

2. 今後のスケジュールについて（予定）

- (1) 2019年12月 宝塚市農業共済条例廃止を市議会に提案
- (2) 2020年1月 兵庫県農業共済組合 創立総会
- (3) 3月 宝塚市農業共済条例及び特別会計の廃止（出納閉鎖期間まで収支は発生）
関連規則の廃止及び一部改正
特別会計から一般会計へ予備費の繰り出し処理（3月補正予算）
- (4) 4月 兵庫県農業共済組合 創設
- (5) 5月 兵庫県農業共済組合連合会を解散、新組合に引継
特別会計出納閉鎖（令和元年度予算）
- (6) 9月 令和元年度決算認定
宝塚市から兵庫県農業共済組合へ財産引き継ぎ（一般会計補正予算）

兵庫県農業共済組合設立に関する覚書

2019 年 4 月 22 日



覚書

神戸市、明石市、三田市、三木市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、小野加東広域事務組合、西脇多可行政事務組合、加西市、東播磨農業共済事務組合、丹波市、篠山市、中播磨農業共済事務組合、揖龍地区農業共済事務組合、赤相農業共済事務組合、佐用町、宍粟市、豊岡市、美方郡広域事務組合、南但広域行政事務組合、淡路広域行政事務組合及び南あわじ市（以下「組合等」という。）と兵庫県農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、兵庫県を立会人として、兵庫県農業共済組合（以下「新組合」という。）の設立に関し、次のとおり覚書を締結する。

（新組合の設立等）

第1条 組合等は、兵庫県における農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づく事業及び事務を今後設立される新組合が行うことに同意する。

2 新組合は、法第73条の規定に基づき、連合会の権利義務を承継し、特定組合となる。

（設立の期日等）

第2条 新組合の設立（事業開始）の日は、2020年4月1日とする。

2 新組合が特定組合となる日は、2020年5月1日とする。

（定款及び事業規程作成の基本となる事項）

第3条 新組合の定款及び事業規程作成の基本となる事項は、次のとおりとする。

（1）名称

兵庫県農業共済組合とする。

（2）表記及び呼称

NOSA I ひょうごとする。

（3）区域

兵庫県の区域とする。

（4）事務所及び所在地

別表第1のとおりとする。

（5）組合員の資格

法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、次のいずれかに掲げる者で、新組合の区域内に住所を有するものとする。

① 水稲又は麦の耕作の業務を営む者（水稲及び麦の耕作面積の合計が10a以上である者に限る。）

② 牛又は豚の養畜の業務を営む者

③ なしの栽培の業務を営む者（類区分ごとの栽培面積のいずれかが5a以上である者に限る。）

④ 大豆又はそばの栽培の業務を営む者（類区分ごとの栽培面積のいずれかが5a以上である者に限る。）

⑤ 特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むもの（特定園芸施設の設

置面積の合計が2a以上である者に限る。)

⑥ 建物又は農機具等を所有する者で農業に従事するもの

(6) 役員

- ① 定数 理事9人、監事3人とする。
- ② 選出方法 選任制とする。
- ③ 任期 3年とする。

(7) 総代

- ① 定数 86人以内とする。
- ② 選挙区ごとの総代数 別表第2のとおりとする。
- ③ 任期 3年とする。

(8) 損害評価会委員

- ① 定数 652人以内とする。
- ② 任期 3年とする。

(9) 損害評価員

- ① 定数 7,072人以内とする。
- ② 任期 1年とする。

(10) 共済連絡員

- ① 定数 4,752人以内とする。
- ② 任期 1年とする。

(11) 実施する事業

① 実施する共済事業の種類及び共済目的は、次のとおりとする。

- ア 農作物共済 水稻、麦
- イ 家畜共済 (死亡廃用)成牛、子牛等、種豚、肉豚
(疾病傷害)牛、種豚
- ウ 果樹共済 なし
- エ 畑作物共済 大豆、そば
- オ 園芸施設共済 特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
- カ 任意共済 建物、農機具等

② 2020年3月31日までに組合等において新たに引受実績の生じた共済目的については、事業実施する。

③ 新組合において実施する農家ニーズ調査の結果、一定のニーズがあると判断される共済目的については事業実施するなど、共済目的の追加について、弾力的に対応する。

④ 全国農業共済組合連合会から受託して、農業経営収入保険事業を実施する。

(12) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(13) 公告の方法

事務所(診療所を除く。)の掲示板において行う。

(財務の相互確認)

第4条 組合等及び連合会は、2019年3月31日現在の財産目録及び貸借対照表並びに2019年度の収支予算書を相互に交換して確認するものとする。ただし、これらの書類をホームページで開示した場合は、相互交換のための提供がされたものとみなす。

(覚書締結後の財産の管理)

第5条 組合等及び連合会は、この覚書の締結後から新組合設立（事業開始）の日の前日（連合会にあっては、特定組合となる日の前日）に至る期間、善良な管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営に当たるものとする。

(財産の引継ぎ)

第6条 組合等及び連合会は、新組合設立（事業開始）の日の前日現在において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに基づく財産を適切に新組合に引き継ぐものとする。

(市町等からの職員の派遣)

第7条 新組合は、市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）から職員の派遣を受けける場合には、当該市町等と協定書を締結する。

(覚書の変更)

第8条 この覚書締結の日から新組合設立（事業開始）の日の前日までの間において、設立手続上やむを得ない理由が発生したとき、天災その他不測の事由により、組合等若しくは連合会の財産に重大な変動が生じたとき、又は隠れた重大な瑕疵があったときは、組合等及び連合会が協議の上、この覚書に規定する条件を変更することができるものとする。

(法的手続等の実施)

第9条 神戸市、明石市、三田市、三木市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、加西市、丹波市、篠山市、佐用町、宍粟市、豊岡市及び南あわじ市は、新組合設立（事業開始）の日までに農業共済事業の実施に関する条例を廃止する旨の議会の議決を得るとともに、法第111条に基づく手続を行うものとする。

2 小野加東広域事務組合、西脇多可行政事務組合、美方郡広域事務組合、南但広域行政事務組合及び淡路広域行政事務組合は、それぞれの構成市町とあらかじめ協議し、新組合設立（事業開始）の日までに農業共済事業の実施に関する条例を廃止する旨の議会の議決を得るとともに、法第111条に基づく手続を行うものとする。

3 東播磨農業共済事務組合、中播磨農業共済事務組合、揖籠地区農業共済事務組合及び赤相農業共済事務組合は、それぞれの構成市町とあらかじめ協議し、それぞれの構成市町において、新組合設立（事業開始）の日までに次に掲げる事項を行う旨の了解を得るものとする。

① 当該一部事務組合を解散する旨の議会の議決を得ること

② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条に基づく手続を行うこと

(規定にない必要事項の解決)

第10条 この覚書に規定するもののほか、新組合の設立に関し、必要な事項が生じたときは、この覚書に抵触しない範囲内において、組合等及び連合会が協議の上、決定するものとする。

2 組合等及び連合会の協議により、特に新組合の設立に必要と認められたものについては、この覚書に附属するものとして、別に協議書を作成し、取り交わすものとする。

(議決及び設立契約の効力)

第11条 この覚書は、第9条に規定する全ての組合等及び関係市町の議会の議決を得た時に、設立契約としてその効力を生じるものとする。

別表第1

事務所	所在地	(参考) 担当区域
本部事務所	神戸市中央区	(一)
神戸西事務所	神戸市西区	神戸市のうち北区以外
神戸北事務所	神戸市北区	神戸市北区
阪神事務所	三田市	三田市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、芦屋市
三木事務所	三木市	三木市
小野加東事務所	小野市	小野市、加東市
西脇多可事務所	西脇市	西脇市、多可町
加西事務所	加西市	加西市
東播磨事務所	加古川市	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
丹波事務所	丹波市	丹波市
丹波篠山事務所	篠山市	篠山市
中播事務所	姫路市	姫路市、福崎町、市川町、神河町
たつの太子事務所	たつの市	たつの市、太子町
赤相事務所	赤穂市	相生市、赤穂市、上郡町
佐用事務所	佐用町	佐用町
宍粟事務所	宍粟市	宍粟市
豊岡事務所	豊岡市	豊岡市
香美新温泉事務所	新温泉町	香美町、新温泉町
南但事務所	養父市	養父市、朝来市
洲本淡路事務所	洲本市	洲本市、淡路市
南あわじ事務所	南あわじ市	南あわじ市
阪神家畜診療所	神戸市西区	神戸市、明石市、三田市、三木市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町、芦屋市
東播家畜診療所	小野市	小野市、加東市、西脇市、多可町、加西市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
丹波家畜診療所	丹波市	丹波市、篠山市
西播家畜診療所	たつの市	姫路市、福崎町、市川町、神河町、たつの市、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、宍粟市
但馬家畜診療所	豊岡市	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市
洲本淡路家畜診療所	洲本市	洲本市、淡路市
南あわじ家畜診療所	南あわじ市	南あわじ市

別表第2

選挙区名	選挙区の区域	総代数
神戸地区	神戸市	4
阪神地区	三田市、尼崎市、西宮市、伊丹市、 宝塚市、川西市、猪名川町、芦屋市	7
三木地区	三木市	2
小野加東地区	小野市、加東市	4
西脇多可地区	西脇市、多可町	2
加西地区	加西市	3
東播磨地区	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、 播磨町	8
丹波地区	丹波市	6
丹波篠山地区	篠山市	4
中播地区	姫路市、福崎町、市川町、神河町	10
たつの太子地区	たつの市、太子町	5
赤相地区	相生市、赤穂市、上郡町	3
佐用地区	佐用町	2
宍粟地区	宍粟市	4
豊岡地区	豊岡市	6
香美新温泉地区	香美町、新温泉町	2
南但地区	養父市、朝来市	4
洲本淡路地区	洲本市、淡路市	6
南あわじ地区	南あわじ市	4
参考(合計)		86

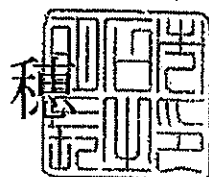
以上の証として本書 28 通を作成し、組合等及び連合会と立会人が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2019年4月22日

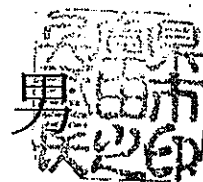
神戸市長 久元 喜



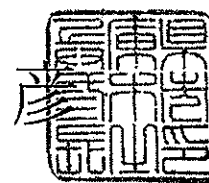
明石市長 泉 房



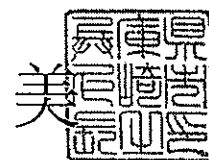
三田市長 森 哲



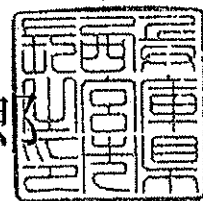
三木市長 仲田 一



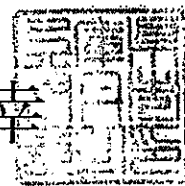
尼崎市市長 稲村 和美



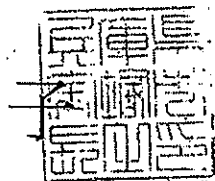
西宮市長 石井 登志郎



伊丹市長 藤原 保幸



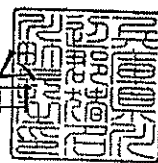
宝塚市長 中川 智子



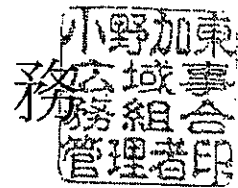
川西市長 越田 謙治郎



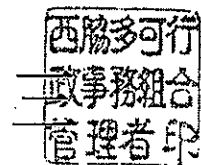
猪名川町長 福田 長治



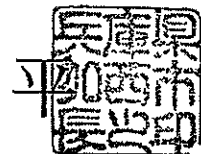
小野加東広域事務組合
管理者 蓬 菜



西脇多可行政事務組合
管理者 片 山 象



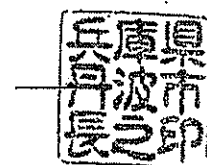
加西市市長 西 村 和



東播磨農業共済事務組合
管理者 岡 田 康



丹波市長 谷 口 進



篠山市市長 酒 井 隆 明



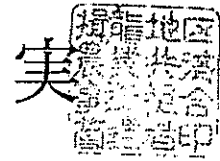
中播農業共済事務組合

管理者 内海 將 博



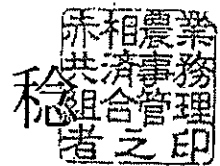
揖龍地区農業共済事務組合

管理者 山 本

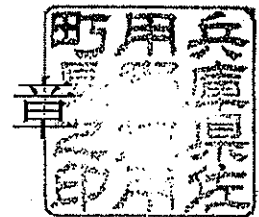


赤相農業共済事務組合

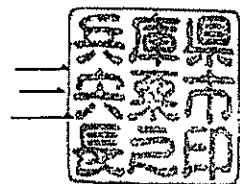
管理者 牟 禮 正



佐用町長 庵 造 典



宍粟市長 福 元 晶



豊岡市長 中 貝 宗



美方郡広域事務組合

管理者 浜 上 勇



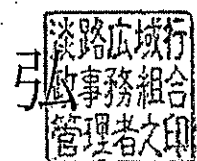
南但広域行政事務組合

管理者 多 次 勝

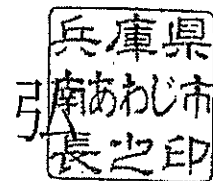


淡路広域行政事務組合

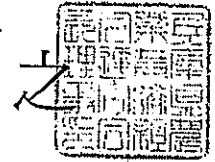
管理者 守 本 憲



南あわじ市長 守 本 憲



兵庫県農業共済組合連合会
会長理事 吉本知之



立会人

兵庫県農政環境部

部長 寺尾俊弘

